

# 鎌ヶ谷市の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (18年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 17年度の人件費率
18年度	人 104,321	千円 24,271,588	千円 1,300,916	千円 7,036,098	% 29.0	% 28.7

### (2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数 A	給与				一人当たり給与 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
18年度	712	30億9441万6千円	8億9929万5千円	13億4914万3千円	53億4285万4千円	750万4千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 給与費は当初予算に計上された額である。

### (3) 特記事項

#### 人件費削減措置

	削減措置	実施期間	内容
一般職	管理職手当の削減	平成14年7月から平成19年9月まで	支給額の15%を削減
		平成19年10月から平成22年3月まで	部長相当職 減額率を25%に拡大 次長課長職 減額率を20%に拡大
	期末手当の加算割合の削減	平成20年4月から平成22年3月まで	3級以上の職員の加算割合を半分に削減
	給料月額削減	平成20年4月から6月まで	7級以上の職員は2%削減
			6級以下の職員は1%削減
昇給の延伸及び抑制	平成20年度	昇給日を4月1日から7月1日に3ヶ月延伸し 昇給幅を4号から2号の半分に抑制	
特別職	給料月額削減	平成19年10月から平成22年3月まで	市長・副市長を10%、教育長を5%削減、
	期末勤勉手当の加算割合の削減	平成20年4月から平成22年3月まで	加算割合を半分に削減
	調整手当の廃止	平成17年4月から	調整手当(給料の10%分)を廃止

#### その他

##### ・特殊勤務手当の見直し

平成19年4月から、25種類ありました手当を11種類に減らしました。

##### ・日当の廃止

国内出張旅費における日当は、市長、副市長、教育長及び職員については平成17年4月から、特別職で非常勤のものは平成20年1月から廃止しました

### (4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

	H14	H19
鎌ヶ谷市	104.0	103.2
類似団体平均	102.3	99.7
全国市平均	101.2	97.9

(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。  
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（19年4月1日現在）

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
鎌ヶ谷市	46.9 歳	387,200 円	492,962 円	459,819 円
国	40.7 歳	325,724 円	円	383,541 円
類似 団体	44.5 歳	359,680 円	457,413 円	418,196 円

#### ②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
鎌ヶ谷市	52.8 歳	33 人	368,600 円	437,924 円	418,890 円	—	—	—	—
うち作業	57.8 歳	10 人	405,100 円	474,480 円	466,400 円	産業物処理 業従業員	42.9 歳	334,300 円	1.42
うち用務	53.2 歳	6 人	367,400 円	417,000 円	413,570 円	用務員	54.7 歳	239,700 円	1.74
うち調理	50.3 歳	14 人	346,900 円	406,264 円	394,260 円	調理士	43.1 歳	283,400 円	1.43
うち運転	45.6 歳	3 人	350,300 円	523,133 円	403,070 円	家用乗用 自動車運転 手	48.1 歳	329,300 円	1.59
国	48.8 歳	5,193 人	287,094 円	円	320,514 円				

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成16年～平成18年の3ヶ月)  
数値は千葉県の前年度平均値です。

※ 技能労務職の職種と類似職種については、鎌ヶ谷市が正規職員のみを対象としているのに対し、民間データは短期雇用のアルバイトなどの非正規職員や派遣職員等を含んでおり、経験年数・業務内容・雇用形態等が一致しないため、単純に比較することはできません。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。  
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。このうち、上段はこれら全ての諸手当込みのものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、下段は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

### (2) 職員の初任給の状況（19年4月1日現在）

区分		鎌ヶ谷市		国	
		初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	176,800 円	190,800 円	I種 179,200 円 II種 170,200 円	I種 196,200 円 II種 182,200 円
	高校卒	142,800 円	153,800 円	138,400 円	146,700 円
技能労務職	高校卒	円	円	—	—
	中学卒	円	円	—	—

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（19年4月1日現在）

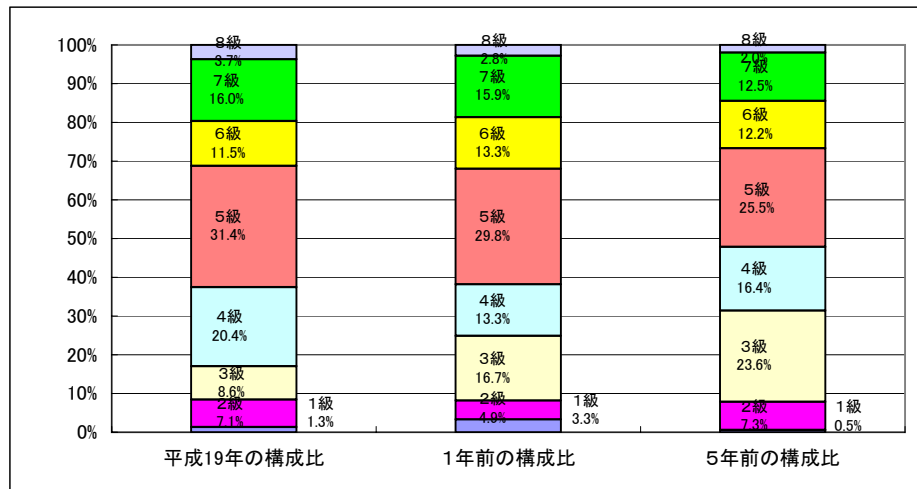
区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	273,175 円	337,887 円	385,085 円
	高校卒	- 円	280,925 円	337,750 円
技能労務職	高校卒	- 円	277,650 円	308,100 円
	中学卒	円	円	円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数の状況（19年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事補、技師補	5人	1.3%
2級	主事、技師	27人	7.1%
3級	主任主事	33人	8.6%
4級	主査補	78人	20.4%
5級	係長、主査	120人	31.4%
6級	課長補佐、副主任	44人	11.5%
7級	次長、課長	61人	16.0%
8級	部長、参事	14人	3.7%
○級		人	%
○級		人	%
○級		人	%

- (注) 1 鎌ケ谷市しの給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



#### (2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成18年4月1日に給与構造改革を実施しました。昇給時期は、年1回、4月1日に統一。また昇給の区分の上位の昇給区分、標準区分、下位の昇給区分の3段階設け、勤務成績を昇給に反映させることとしました。昇給日前1年間、良好な勤務成績だった場合の4号給を基準としています。

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

鎌ケ谷市		国	
1人当たり平均支給額(18年度)		-	
1,913 千円			
(18年度支給割合)		(18年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3 月分	1.45 月分	3 月分	1.45 月分
(1.6 月分)	(0.75 月分)	(1.6 月分)	(0.75 月分)
(加算措置の状況)職制上の段階、職務の等級による 加算措置 役職加算5%~15%		(加算措置の状況)職制上の段階、職務の等級による 加算措置 役職加算5%~20%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

##### (2) 退職手当 (19年4月1日現在)

鎌ケ谷市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 定年前の早期退職措置2%~20%加算 (退職時特別昇給 平成19年4月1日から廃止)			その他の加算措置 定年前の早期退職措置2%~20%加算 (退職時特別昇給 なし)		
1人当たり平均支給額 定年 27,268千円					
勸奨 27,940千円 自己都合 7,288千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

##### (3) 地域手当 (19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)		342,103 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		457,356 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
市内全域	10 %	748 人	1 %

平成22年度までに、市の支給率は8%、国の制度(支給率)は6%になります

##### (4) 特殊勤務手当 (19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)		12,159 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		41,640 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)		39.0 %	
手当の種類(手当数)		11	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象となる業務	支給単価
ボイラー作業手当	給食センター職員	ボイラー作業	月額 3,000円
税務手当	課税課・収税課等職員	税の賦課及び徴収	月額 1,500円
災害応急作業手当	災害対策業務に従事する職員	非常災害時における災害対策本部等の支持による災害対策業務	日額 1,000円
危険物取扱手当	消防職員	毒物、劇薬又は爆発物を取り扱う業務	日額 1,000円
社会福祉手当	社会福祉課職員等	査察指導及び現業の業務	月額 4,500円
行旅病人等取扱手当	消防職員	(1) 行旅死亡人の取扱業務	1件 2,500円
		(2) 行旅病人の取扱業務	1件 1,000円
感染症作業手当	消防職員	感染症患者の収容及び消毒業務	1件 1,000円
指導員手当	障がい福祉課職員	心身障がい児の機能訓練指導業務	月額 4,000円
建築主事手当	建築指導課職員	建築主事の業務	月額 5,000円
放射線取扱作業手当	健康管理課職員	診療放射線技師の業務	日額 200円
施設勤務手当	郷土資料館等職員	土曜日又は日曜日(祝日を含む)に勤務を要する職場に勤務する職員で規則で定めるもの	月額 3,000円
	保育園等職員	土曜日に勤務を要する職場に勤務する職員で規則で定めるもの	月額 1,500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(18年度決算)	292,776 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	453 千円
支給実績(17年度決算)	314,034 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	491 千円

(6) その他の手当 (19年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(18年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)
扶養手当	○配偶者 13,000円 ○配偶者以外の扶養親族 2人まで1人6,000円 ※扶養親族でない配偶者を有する場合は1人目の扶養親族は6,500円 ○満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算	同		93,326 千円	228,740 円
住居手当	○借家の場合 家賃12,000円を超える場合に限り27,000円を限度に支給 ○自宅の場合 9,000円	異	持家の場合 住宅取得後 5年間のみ2,500円	67,211 千円	145,793 円
通勤手当	○電車・バスを利用する場合 定期券第(6ヶ月定期代)を全額 ○乗用車などを使用する場合 距離に応じて2,000円から33,390円を支給	異	乗用車などを使用する場合 距離に応じて2,000円から24,500円を支給	54,844 千円	112,616 円
管理職手当	○6級から9級の管理職に支給 職務の級等に応じて33,200円～71,910円を支給	異	○管理または監督の地位にある職員 の官職のうち、規則で指定する官職を占める職員に支給	72,683 千円	719,633 円

5 特別職の報酬等の状況 (19年4月1日現在)

区 分		給 料		月 額		等
給 料	市区町村長	810,000(4月1日は900,000円)	円	(参考)類似団体における最高/最低額		
	助 役	702,000(4月1日は780,000円)	円	円/	円	
	収入役	669,750(4月1日は705,000円)	円	円/	円	
報 酬	議 長	505,000	円	円/	円	
	副 議 長	455,000	円	円/	円	
	議 員	430,000	円	円/	円	
期 末 手 当	市区町村長	(○年度支給割合)				
	助 役 収入役	4.4	月分			
退 職 手 当	議 長	(○年度支給割合)				
	副 議 長 議 員	4.4	月分			
退 職 手 当	市区町村長	(算定方式)		(支給時期)		
	助 役	給料月額×在職年数×35/100		任期毎に支給		
	収入役	給料月額×在職年数×25/100		任期毎に支給		

## 6 職員数の状況

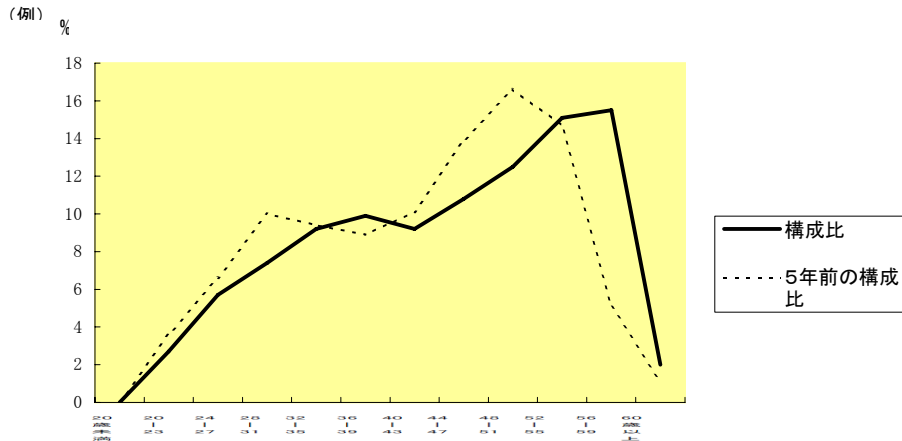
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成18年	平成19年		
一 般 行 政 部 門	議会	8	8	0	事務の統廃合縮小 保育業務の充実 事務の統廃合縮小 事務の統廃合縮小
	総務	115	114	-1	
	税務	39	39	0	
	民生	163	165	2	
	衛生	45	43	-2	
	労働	1	1	0	
	農林	8	8	0	
	商工	5	5	0	
	土木	90	85	-5	
	小計	474	468	-6	
特 別 行 政 部	教育	101	99	-2	事務の統廃合縮小
	消防	138	138	0	
	小計	239	237	-2	
公 営 企 業 計 等 部 門	病院				事務の統廃合縮小
	水道				
	交通				
	下水道	16	16	0	
	その他	21	20	-1	
小計	37	36	-1		
合 計		750	741	-9	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。 ( )内は条例定数の合計です。

### (2) 年齢別職員構成の状況 (19年4月1日現在) ※教育長含む



区 分	20歳 未満	20歳 } 23歳	24歳 } 27歳	28歳 } 31歳	32歳 } 35歳	36歳 } 39歳	40歳 } 43歳	44歳 } 47歳	48歳 } 51歳	52歳 } 55歳	56歳 } 59歳	60歳 以上	計
職員数	0	20	42	55	68	73	68	80	93	112	115	15	741

(3) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

① 定員適正化目標（数・率）

計画期間(第4次)		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成20年3月31日	-10

② 平成22年4月1日現在における定員の数値目標（第5次）

696
-----

③ 定員適正化計画の年次別進捗状況（実績）の概要

部 門	区 分	8～16年度計	17年度	18年度	19年度	8～19年度
		第1次～第3次	第4次			第1次～第4次
一般行政	減 員	100	6	1	8	115
	増 員	46	8	11	2	67
	差 引	▲54	2	10	▲6	▲48
	職員数	(8年度) 516	464	474	468	—

(注) 1 ( %) 内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

2 17年度以降は常勤の再任用職員を含む。

(参考)

部 門	区 分	8～16年度計	17年度	18年度	19年度	8～19年度
		特別行政	増 減	▲13	▲11	▲1
	職員数	(8年度) 264	240	239	237	—
公営企業 等 会 計	増 減	4	2	0	▲1	5
	職員数	(8年度) 31	37	37	36	—
計	増 減	▲9	▲9	▲1	▲3	▲22
	職員数	(8年度) 295	277	276	273	—

(注) 公営企業会計の主な事由は、平成13年度から在宅介護支援センターを開設したことによるもの

## 職員の服務等に関する状況

### 1 職員の勤務時間その他の勤務条件状況

#### (1) 勤務時間

平成19年4月1日現在

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	勤務の開始時間	勤務の終了時間	休憩時間	休息時間
40時間	8時間	8時30分	17時15分	12時00分から 12時45分まで	12時45分から13時00分まで 17時00分から17時15分まで

#### (2) 有給休暇

休暇の種類	内容	日数等
年次有給休暇	20日を限度に翌年繰り越すことができます	1暦年につき20日付与
療養休暇	負傷または疾病のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇	90日
特別休暇	特別の理由により勤務しないことが相当である場合として規則で定める場合における休暇	主な特別休暇と承認される日数等は次の表のとおりです

#### 特別休暇の日数等

目的	日数等
選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
証人・鑑定人・参考人等として、国会、裁判所等に出頭する場合	必要と認められる期間
骨髄移植のためのドナー登録又は提供に伴う検査入院	必要と認められる期間
無報酬で社会に貢献する活動(介護等を支援する活動等)	年5日
職員の結婚	年5日
女性職員の生理のため就業が著しく困難な場合	必要と認められる期間
産前産後休暇	出産予定日以前8週間から出産日後8週間
妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が母子保健法に基づく保健指導又は健康診査を受ける場合	妊娠6月まで4週間に1回、7月から9月まで2週間に1回、10月から出産まで1週間に1回、出産後1年以内に1回
女性職員が保健所、市町村等の主催する母親学級に参加する場合	在職中1回1か所ですべての単位のコースを受講するのに必要な期間
通勤に利用する交通機関の混雑のため母体の健康維持に重要な支障を被る恐れのある場合	1日1時間以内で必要と認められる期間
職員が生後1年に達しない子の育児のため	1日2回とし1日1時間以内
職員の妻の出産に伴い入院等の付き添いのため	出産のため入院する日から出産後2週間以内の日までの間3日
小学校就学前の子を養育する職員がその子を看護するため	年5日
忌引き	親族に応じて1日から10日
父母等の祭日	1日(死亡後15年以内に行なわれるもの)
夏季休暇	7月から9月までの間で7日
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく交通制限又は遮断のため	必要と認められる期間
地震、水害、火災または交通機関の事故等により出勤することが著しく困難な場合	必要と認められる期間
地震、水害、火災その他の災害時において通勤途上における身体の危険回避のため必要な場合	必要と認められる期間
地震、水害、火災その他の災害時により、現住居が滅失・損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業を必要とする場合	必要と認められる期間
短期人間ドックを受けるため	1年度において2日
特別な事情により市長が認める場合	市長が承認した期間

#### (3) 無給休暇・休業

種類	制度の概要	日数等
介護休暇	配偶者又は一親等及び二親等の親族等が負傷・疾病・高齢等により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため	年間180日を限度
組合休暇	職員が任命権者の承認を得て登録された職員団体の業務又は活動に従事する場合	年間30日を限度
育児休業	仕事と育児の両立、調和を可能とする制度で、継続的な勤務を促進するもので、3歳未満の子どもを養育する職員が、男女を問わず取得できる休業	当該子の出産の翌日から3歳に達するまでの前日までの間において原則1回
部分休業	3歳に満たない子の育児のため1日の勤務時間の一部について勤務しない休業	勤務時間の始め又は終わりに1日を通じて2時間以内



## 年次休暇(平均日数、消化率)

平成18年度

平均日数	消化率
11日と2時間	28.1%

## 育児休業及び部分休業

平成18年度

区分	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	
		うち両休業取得者数	
男性職員	1人	0人	0人
女性職員	9人	0人	0人
計	10人	0人	0人

## 2 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

### (1) 分限処分の状況

分限処分は、職員の職責を十分果たすことができない場合に公務能率を維持し、適正な運営を確保するため、職員の意に反して行なう処分です。

平成18年度

降 給	降 任	休 職	免 職
0人	0人	3人	0人

### (2) 懲戒処分の状況

懲戒処分は、職員の非違行為に対して制裁を与える制度で、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を追及することで、規律を保持し、秩序を維持するものです。

平成18年度

戒 告	減 給	停 職	免 職
0人	0人	0人	0人

## 3 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

### (1) 職員研修

平成18年度

一般研修	実務研修	派遣研修	自主研修
273人	388人	133人	2人

### (2) 勤務成績評定

職員の執務については、能力や実績などに関して定期的に勤務実績の評定を行い、その評定に基づき、昇給や昇任などを行ないました。

## 4 職員の福祉及び利益保護の状況

地方公務員法は、職員の福利厚生を図る制度として、共済制度(地方公務員法第43条)、厚生制度(地方公務員法第42条)を定め、これらとは別に公務災害補償制度(地方公務員法第45条)を定めています。

### (1) 福利厚生制度の状況

#### ① 共済組合

職員の共済制度は、地方公務員等共済組合法に基づき、千葉県市町村職員共済組合が行なっています。その費用は職員の掛金と市の負担金で賄われており、その内容は、短期給付事業(健康保険関係)、長期給付事業(厚生年金保険関係)、福祉事業(健康診査事業)などです。

#### ② 職員互助会

地方公共団体は、地方公務員法により、職員の福利厚生計画を樹立し、実施することが義務付けられています。鎌ヶ谷市には互助会が無いため、千葉県市町村職員互助会が、代わりに職員の保険、元氣回復その他の厚生事業を行なっています。その費用は職員の掛金と市の負担金で賄われており平成18年度の公費負担額は、2,159千円でした。

### (2) 安全衛生管理の状況

職員の健康の保持増進のため、労働安全衛生法に基づく定期健康診断などを行なっています。

平成18年度

健康診断等の名称	受診者数	公費負担額
定期健康診断	205	1,106,828円
成人病検診	32	866,623円
人間ドック	419	2,488,894円

(3) 公務災害補償の状況

職員が公務上の災害(負傷、疾病、障害または死亡)または通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、必要な福祉事業を行なうことにより、被災職員及びその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的としています。

補償の種類には、療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、介護補償、遺族補償、葬祭補償などがあります。

平成18年度認定件数

区分	傷病	死亡
公務災害	6件	0件
通勤災害	2件	0件

## 5 公平委員会からの報告事項

市では、ほかの地方公共団体と共同して、千葉県市町村総合事務組合の中に公平委員会を設置しています。千葉県市町村公平委員会委員長から、「勤務条件に関する措置の要求にかかる事項および不利益処分に関する不服申し立てにかかる事項について、該当する案件はなかった」との報告がありました。

